

青年センター北入口庇塗装改修工事

図面番号	図面名
A-01	改修特記仕様書（１）
A-02	改修特記仕様書（２）
A-03	付近見取図、配置図兼仮設計画図
A-04	平面図、正面図、天井伏図、屋根伏図
A-05	断面詳細図
A-06	構造図 1 【参考図】
A-07	構造図 2 【参考図】
A-08	構造図 3 【参考図】

2025. 10			
青年センター北入口庇塗装改修工事 特記仕様書			
I 工 事 概 要			
1. 工事場所	高知市 棧橋通二丁目1番50号		
2. 工事種目	【青年センター】 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 7階建て 延べ面積5,059.35㎡ 1) 塗装改修 一式		
3. 関連工事等	・電気設備工事 ・機械設備工事 ・ガス設備工事 ・昇降機設備工事 ・植栽工事 ・合併処理装置設置工事 ・外構工事		
4. 概成工期	・完成期限の()日前 (令和 年 月 日)		
5. 部分使用(工事請負契約書第34条第1項)	令和 年 月 日からは、全ての室内部分を使用する。		
II 建 築 工 事 仕 様			
1. 特記仕様 1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印のつかない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と※印の付いた場合は、共に適用する。 3) 特記事項に記載の()内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の[]内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の< >内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 2. 適用基準等 図面及び特記事項に記載されていない事項は、全て国土交通省(建設)大臣官房官庁営繕部監修の以下による。 ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) ※公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) ※建築工事標準詳細図 (令和4年版) ・敷地調査共通仕様書 (令和4年版) ・建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版) 3. 「週休2日制モデル工事」の実施について ○対象 (・発注者指定型 ○受注者希望型) 本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」実施要領(営繕工事編)による。 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukuhutsuka.html) ・対象外(理由:)			
項 目 特 記 事 項			
一般共通事項			
1	工事実績情報サービス(CORINS)への登録(請負金額500万円以上)(受注、変更、完成時)	登録の手続きについては、(一財)日本建設情報総合センターの「建設実績情報のコリンズ」デクリス登録等に関する規約」による。 [1.1.4]	
2	総合工程表	原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。	
3	総合図	工事の施工に先立ち別契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承諾を受ける。 [1.2.3]	
④	工事日誌	週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。 [1.2.4] また、工事の経過が明確にわかる写真を貼付すること。	
⑤	工事写真	工事写真はL版程度とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し1部提出する。(A4版台紙) [1.2.4] 撮影方法は、「営繕工事写真撮影要領(令和5年版)」による。 デジタル工事写真の黒板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承諾を受ける。 なお、実施については、国営建技第14号(令和5年3月1日付)「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」による。	
⑥	下請負者の報告	各下請負者については下請負契約前に監督職員に報告する。	
7	電気保安技術者	適用する。 [1.3.3]	
⑧	施工条件	施工日及び施工時間 ※1.3.5(1)(7)による。 [1.3.5] ・ 施工順序 ・ 図示 工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所 ※ 仮囲内 ・ 図示 その他の施工条件 ○資機材の搬出入時には、専任の誘導員を配置する。その他の場合でも、工事関係車両(乗用車も含む)が敷地内を通行する際には必ず誘導するものをつけ、公道まで徐行する。 ・ 登下校時間帯や休み時間等は車両の通行を中止する等必要な配慮をする。 ・	
⑨	交通誘導警備員	交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。 配置人員等 ・ 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間は 名常駐する。 ・ 作業日は 名常駐する。その他監督職員と協議し、適宜配置する。 ・ 監督職員と協議し、適宜配置する。	
項 目 特 記 事 項			
⑩	工事安全計画書	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。	
11	統括安全衛生管理義務者の指名	労働安全衛生法第30条第2項に基づき指名をする。	
⑫	発生材の処理	産業廃棄物の運搬、処分等については、1.3.12により適切に処分するものとし、 [1.3.12] 事前に監督職員に処理計画書を提出する。 産業廃棄物の運搬、あるいは処分を他業者に委託する場合は、書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。 自己処分場で処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けたうえで承諾を得る。(積替・保管についても同様とする) 産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下廃棄物処理法という)施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。 また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影(現場搬出時及び処分場到着時)し、随時監督職員に報告する。 廃棄物処理法を遵守し、工期限内に最終処分(埋立処分、海洋投入処分又は再生)を終了しなければならない。 また、産業廃棄物管理票(以下マニフェストという)により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にそのE票の写しを提出する。 ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期限内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合においては、工期限内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのB2票の写しを提出する。また、最終処分終了後速やかにE票の写しを提出する。 なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。 ・ 引渡しを要するもの (・) ・ 現場再利用を図るもの (・) ・ 再資源化を図るもの (※コンクリート ※コンクリート及び鉄から成る建設資材 ※木材 ※アスファルトコンクリート) 特別管理産業廃棄物の施工計画調査 ※行う ・ 行わない 分析調査 ※施工計画調査の結果により、監督職員と協議する。 ・ 行う (・) ・ 行わない ・ PCBを含む機器類 ・ 変圧器 ・ コンデンサ ・ 蛍光灯、H I D灯具の安定器 ・ その他 (・) ・ PCB含有シーリング材 ・ 廃油 ・ 廃酸 廃アルカリ ・ 臭化リチウム水溶液 ・ 電池の溶解液 ・ ダイオキシン類 再生資源利用(促進)計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム(コプリス・プラス)により作成し、提出は以下による。 a) コプリス・プラスについては、建設副産物情報センターのホームページ(https://fkplus.jacie.or.jp)より、利用申請等を行うことができる。 b) 建設資材の利用量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式1)を、完成資料として監督職員に提出する。 c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式2)を、完成資料として監督職員に提出する。 d) 受注者は再生資源利用(促進)計画書(現場揭示用様式)を工事現場の見やすい場所に掲げること。 e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後5年間保存する。 工事請負契約後、速やかに工事目的物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。保険期間は、工事着工のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。 ※ 金銭的保証方式 ・ ・ 有 ○ 無 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)及び「高知県グリーン購入基本方針及び実施計画」に基づき、重点調達品目については、積極的に利用すること。なお、重点調達品目の中で木材・木材製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法律に照らして合法なものを使用する。 木材・木材製品等については、県産木材納入証明書、県外産合法木材納入証明書を監督職員に提出すること。 [1.4.2] 事前調査の報告 一定規模以上の工事は労働基準監督署と高知市に報告が必要となる [1.5.1] 事前調査範囲 ※ 改修範囲 (・) 貸与資料 ※ 有 (○既存の設計図書 ・) ・ 無 分析調査 ※ 書面調査及び現地での目視調査の結果により、監督職員と協議する。 行う(調査建材使用部位 調査建材名 検体数) 分析方法 ※定性分析 定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。	
19	施工数量調査	調査範囲 ※ 図示 ・ 改修建物の外壁、軒天、バラベット [1.6.2] 調査方法 ※ 外部足場を使用した目視及び打診 ・ 破壊部分の補修方法 ※ 現状に復旧 ・ 外壁調査は、外壁改修フローに対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量(幅、長さ、面積)の調査を行う。 また、その調査の結果を立面図等に記載し集計表を添えて電子データと共に、監督職員に報告する。(必要に応じ写真等を添付する) ※ 適用する (○：一級、●：二級) [1.7.2][1.7.3] 工 事 種 別 技 能 検 定 の 作 業 の 種 別 ○ 仮設工事 ※ ●とび作業(又は足場組立作業主任者) ・ ・ 鉄筋工事 ※ ○鉄筋組立て作業 ・ ・ コンクリート工事 ・ ○コンクリート圧送工事作業 ・ ○型枠工事作業 ・ 鉄骨工事 ※ ●とび作業 ・ ブロック・ALCパネル工事 ・ ○コンクリートブロック工事作業 ・ (単一)エーエルシーパネル工事作業 ○ 防水工事 ・ ○アスファルト防水工事作業 ・ ○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ ○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ ○合成ゴム系シート防水工事作業 ・ ○塩化ビニル系シート防水工事作業 ○ ○シーリング防水工事作業 ・ ○改良アスファルトシートローテ工法防水工事作業 ・ ○FRP防水工事作業 ・ 石工事 ※ ○石張り作業 ・ ・ タイル工事 ※ ○タイル張り作業 ・ ・ 木工事 ※ ○大工工事作業 ・ ・ 屋根及びとい工事 ・ ○かわらぶき ・ ●スレート工事作業 ・ ○内外装板金作業 ・ 金属工事 ・ ○鋼製下地工事作業 ・ (単一)金属製バルコニー工事作業 ・ 左官工事 ※ ○左官作業 ・ ・ 建具工事 ・ ○ビル用サッシ施工作業 ・ ○木製建具製作 ・ ○ガラス工事作業 ・ カーテンウォール工事 ※ ○金属製カーテンウォール工事作業 ・ ○ 塗装工事 ※ ○建築塗装作業 ・ ・ 内装工事 ・ ○プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ ○壁装作業 ・ ○カーベット系床仕上げ工事作業 ・ ○畳製作作業 ・ ○ボード仕上げ工事作業 ・ 植栽工事 ※ ○造園工事作業 ・ ・ その他 ・ ○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) 又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) ・ ○家具手加工作業 ・	
21	化学物質の室内濃度の測定	化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、 [1.7.9] 報告書を監督職員に提出する。 ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼における速報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。 測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。 測定方法 ※ 厚生労働省「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。 測定対象化学物質 ※ホルムアルデヒド ※トルエン ※キシレン ※エチルベンゼン ※スチレン ※パラジクロロベンゼン ・ 測定箇所 ()箇所 施工前・施工後(計 回測定) 測定対象室 () なお、測定結果が厚生労働省の定める指針値を超えている場合は、原則として本工事の引き渡しを行わないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。 1 何らかの対策が施された結果、揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値以下となったことが確認された場合。 2 濃度測定の結果が、本工事の施工により生じたものでないことが明確である場合。 3 濃度測定が、使用開始後(備品の搬入等を含む)に行われた場合。 本工事の引き渡し後、あるいは、使用開始後に室内の揮発性有機化合物(VOC)の濃度測定が行われ、測定結果が厚生労働省の指針値を超えている場合については、受注者は、工事引き渡し後であっても、その原因究明に当たって協力しなければならない。 また、本工事の施工が原因となって、化学物質の濃度が厚生労働省の定める指針値を超えたものであることが判明した場合は、受注者の負担により、その対策を講じなければならない。 22 直接仮設の養生 内部養生に合板又は構造用パネルを使用する場合、その合板または構造用パネルのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆、又はそれと同等と認められる製品を使用する。 ⑫ 建築材料等 本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。(記載順序は不同)また、「評価名簿による」と特記されたものについては、(一社)公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」によるもの、又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。 ただし、同等とする場合は、監督職員の承諾を受ける。 県内産資材の優先使用 本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督職員の確認を受けること。 注1： 県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。 ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたものとする。 注2： 県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。 24 特別な材料の工法 公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。 25 風圧力 本工事に使用する材料及び工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応したものとし、速度圧を求める場合の風速(Vo)及び地表面粗土区分は、次の数値とする。 風速(Vo)： ※ 38m/sec ・ 36m/sec 地表面粗土区分： ※ Ⅲ ・ Ⅱ 26 仕上面の出隅処理 内外部とも仕上出隅で利用者の手の届く範囲は、図示が無くとも原則として全て面取りを施す。 木部(家具を含む) 6mm程度 コンクリート、モルタル部 20mm程度 鉄部、金属部 3mm程度 建具類等、上記により難い場合は、監督職員と協議する。	
		工 事 名	
		青年センター北入口庇塗装改修工事	
		保 係 長 課長補佐 課 長 図面番号	
		A-01	
		図 面 名 改修特記仕様書(1) 縮 尺 1 /	
		作 図 年 月 日	

[illegible]

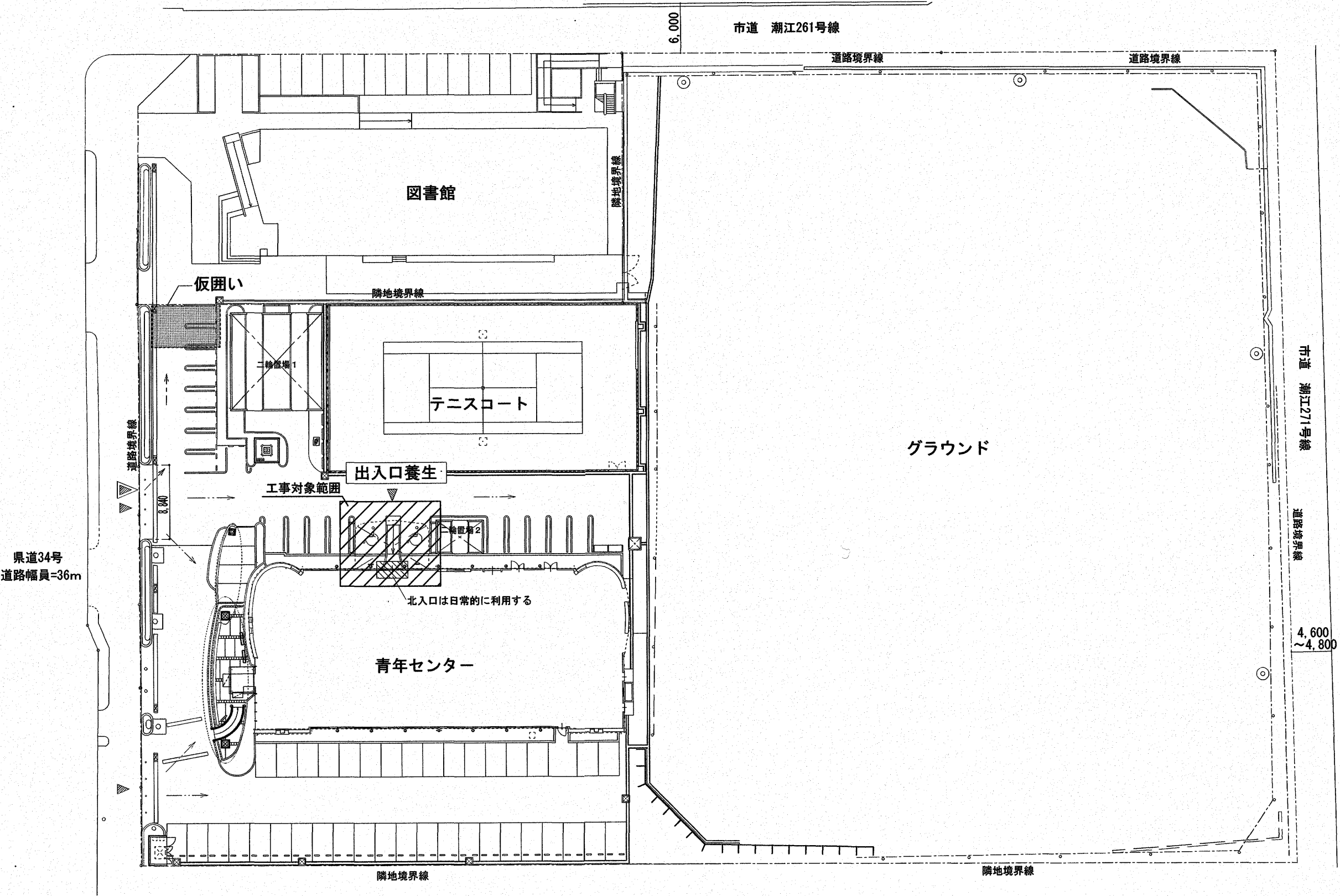
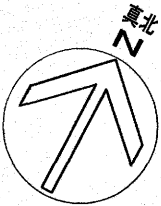


付近見取図

凡例

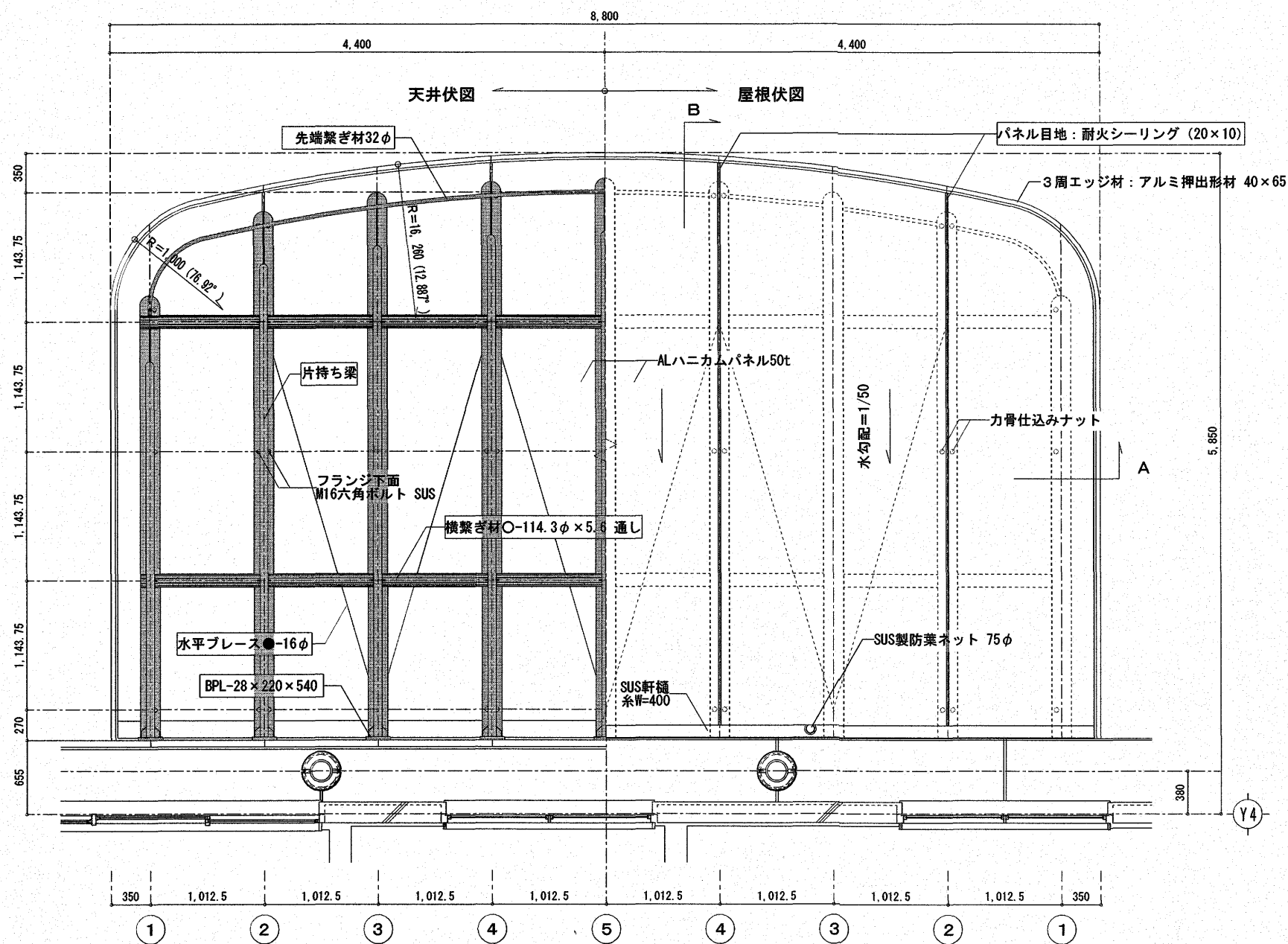
- 工事対象範囲を示す
- 工事資機材置場、工事車両置場を示す
- 施設利用者進入口、経路を示す
※合板等にて足場及び足場と建物の隙間を三方養生すること。
- 工事車両進入口、経路を示す
- 仮囲い（ガードフェンス H=1,800程度）を示す

出隅部は養生のこと
合板等
2,000以上
1,800以上

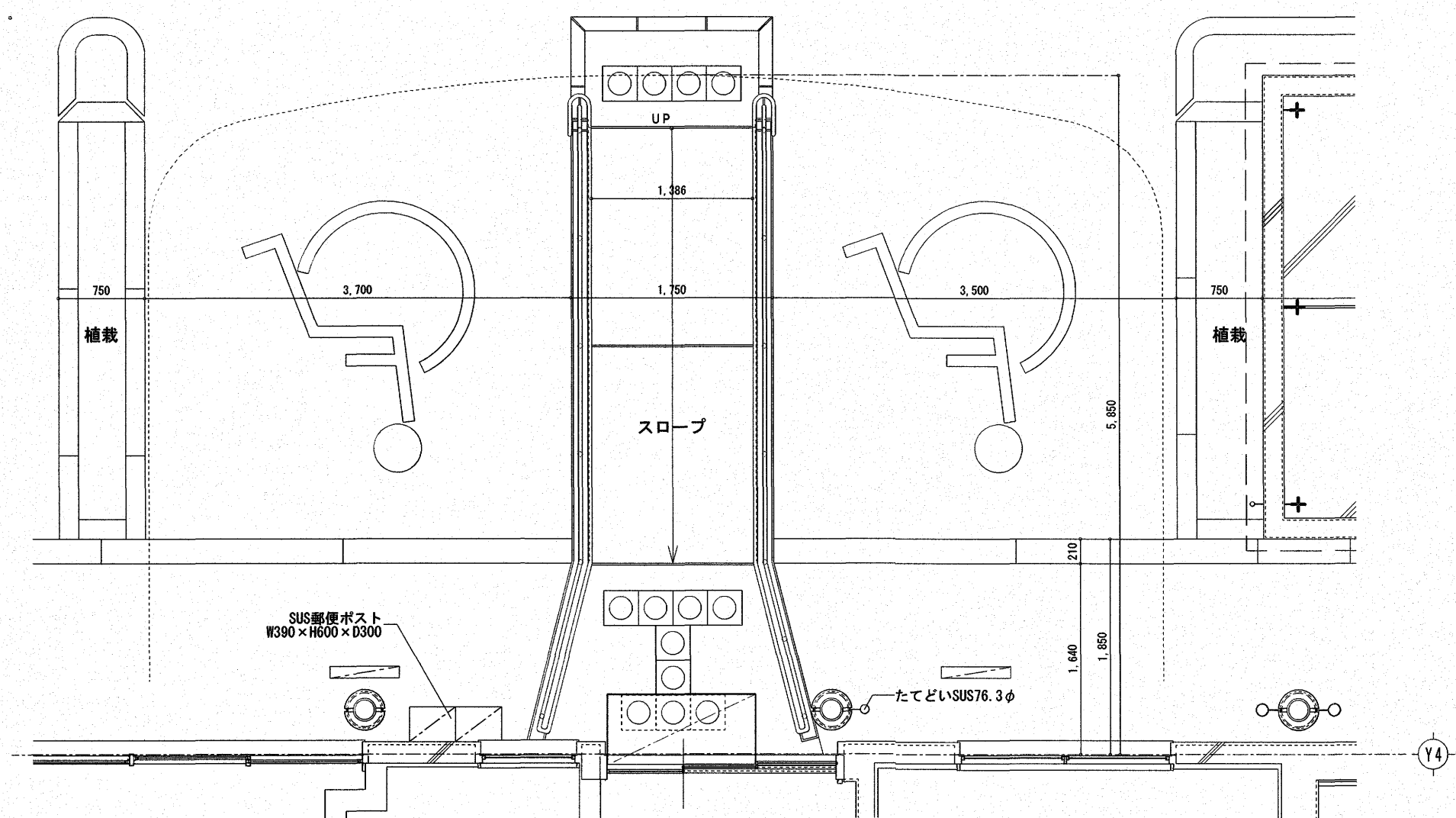


配置図兼仮設計画図 S=1/500

高知市 都市建設部 公共建築課				工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
				青年センター北入口底塗装改修工事	横山	松本	松本	松本	A-03
				図面名	付近見取図、配置図兼仮設計画図	縮尺	1 / 500	作図	年 月 日



天井伏図・屋根伏図 S=1/50



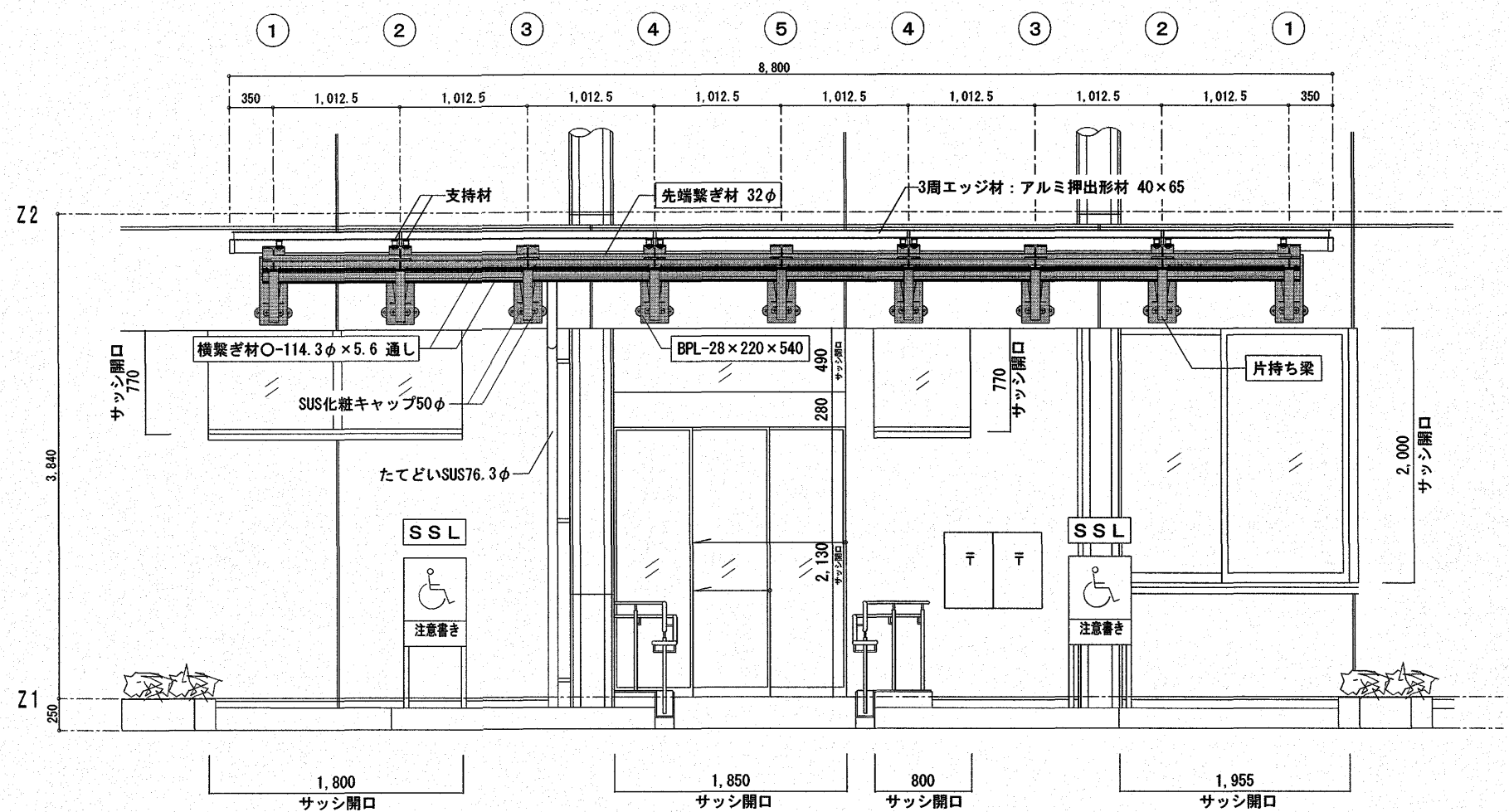
平面図 S=1/50

…改修範囲を示す

改修範囲	改修前	改修後
片持ち梁 BPL スチフナー PL-6 フタ PL-6 Rib PL-6 PL-9 PL-32	溶融亜鉛メッキ【既存のまま】 耐火塗装の上、ふっ素樹脂塗装【撤去】	下地調整 (RA種) の上、耐火主材塗【新設】 仕上保護塗料塗 (上塗りふっ素) 【新設】
横繋ぎ材 114.3φ 先端繋ぎ材 32φ 水平ブレース 16φ	溶融亜鉛メッキ【既存のまま】 ふっ素樹脂塗装【撤去】	下地調整 (RA種) 【新設】 DP塗【新設】
パネル目地	耐火シーリング (20×10) 【撤去】	耐火シーリング (20×10) 【新設】
樋・水切取合部	シーリング (MS-2:15×10) 【撤去】	シーリング (MS-2:15×10) 【新設】

※屋根30分耐火 大臣認定番号 (FP030RF-9316)

- 片持ち梁
- 上弦材 CT-87.5×175
 - 下弦材 CT-75×75
 - Web PL-6
- 支持材
- アルミ力骨仕込みナット M16
 - SUS丸型座金 φ50×6.0t
 - カラー材: アルミφ32
 - 高さ調整ライナー: SUSφ32
 - SUS丸型座金 φ50×6.0t
 - M16六角ボルト SUS

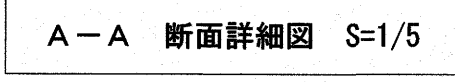


正面図 S=1/50

※☐で囲まれた文字以外の部分は、既存のままとする。

高知市 都市建設部 公共建築課

工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
青年センター北入口庇塗装改修工事	横山	田中	濱口	松本	A-04
図面名	平面図、正面図、天井伏図、屋根伏図	縮尺	1/50	作図	年 月 日



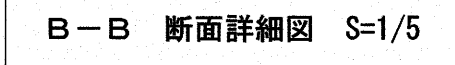
改修範囲	改修前	改修後
片持ち梁 BPL スチフナー PL-6 フタ PL-6 Rib PL-6 PL-9 PL-32	溶融亜鉛メッキ【既存のまま】 耐火塗装の上、ふっ素樹脂塗装【撤去】	下地調整（RA種）の上、耐火主材塗【新設】 仕上保護塗料塗（上塗りふっ素）【新設】
横繫ぎ材 114.3φ 先端繫ぎ材 32φ 水平ブレース 16φ	溶融亜鉛メッキ【既存のまま】 ふっ素樹脂塗装【撤去】	下地調整（RA種）【新設】 D P 塗【新設】
パネル目地 	耐火シーリング（20×10）【撤去】	耐火シーリング（20×10）【新設】
樋・水切取合部 	シーリング（MS-2:15×10）【撤去】	シーリング（MS-2:15×10）【新設】

片持ち梁

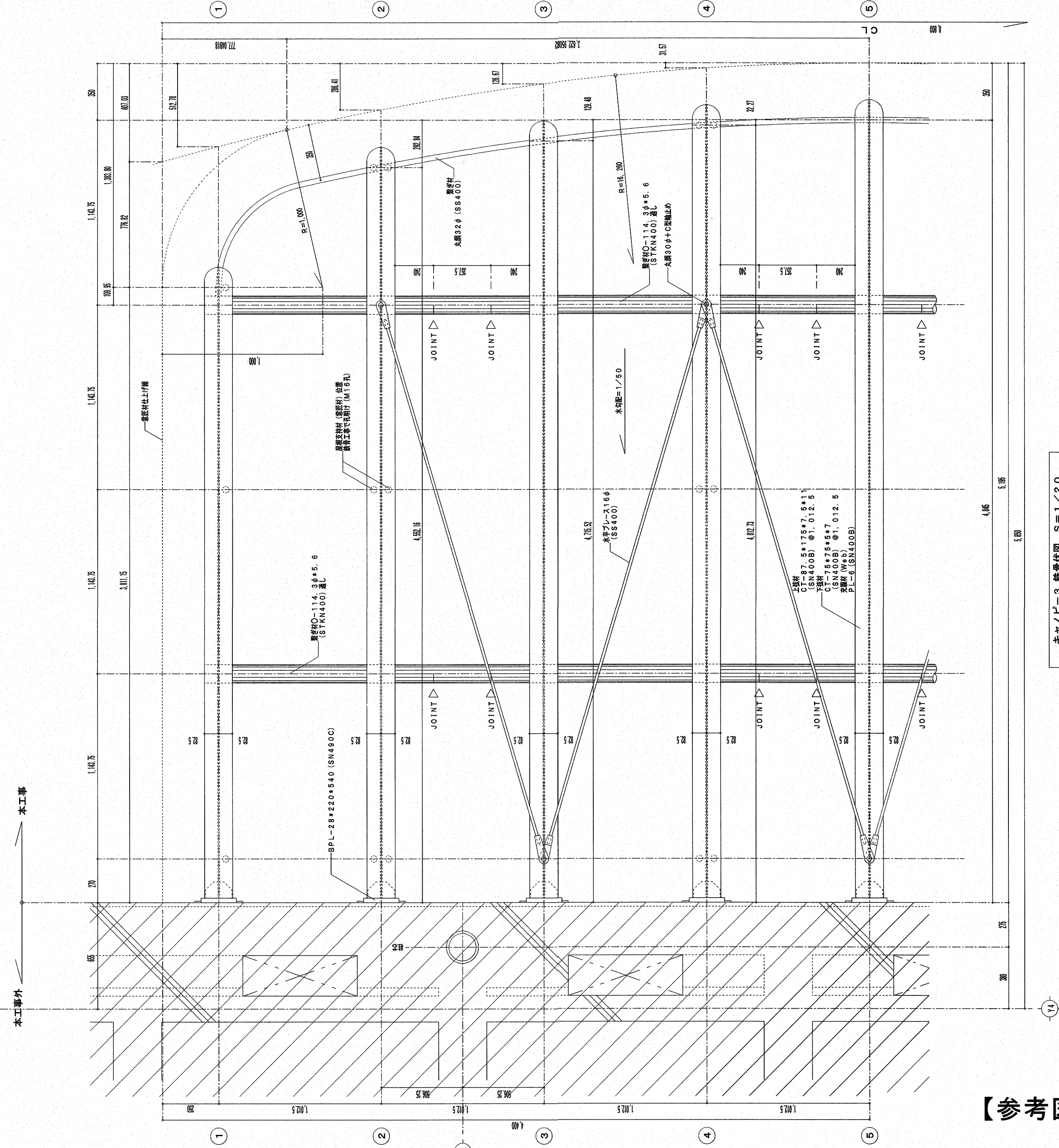
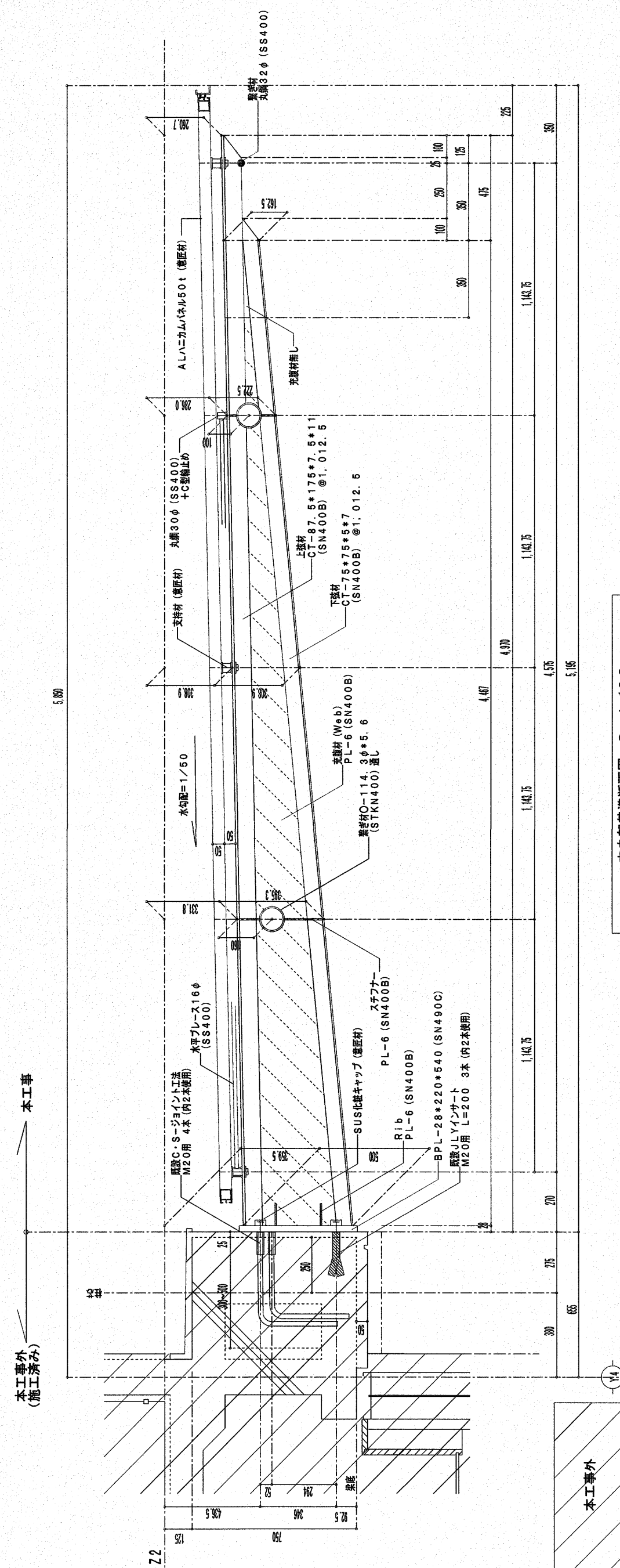
- 上弦材 CT-87.5×175
- 下弦材 CT-75×75
- Web PL-6

支持材

- アルミカ骨仕込みナット M16
- SUS丸型座金 φ50×6.0t
- カラー材：アルミφ32
- 高さ調整ライナー：SUSφ32
- SUS丸型座金 φ50×6.0t
- M16六角ボルト SUS

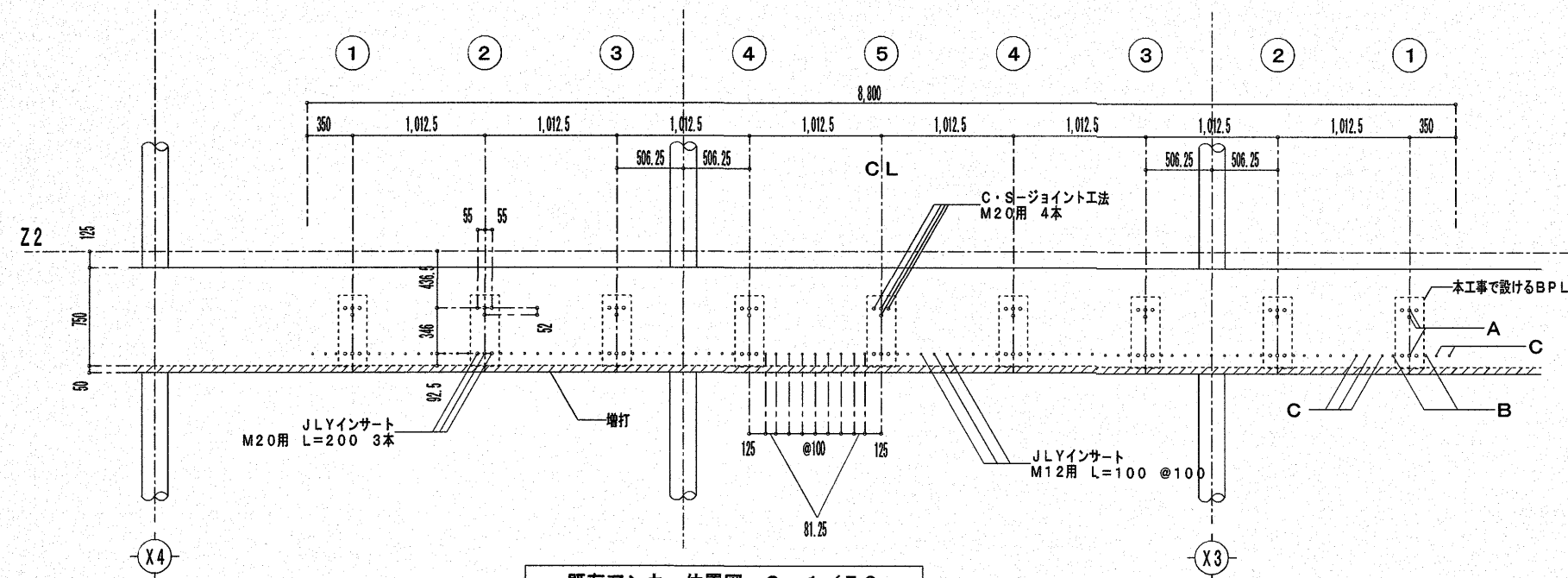


A-05



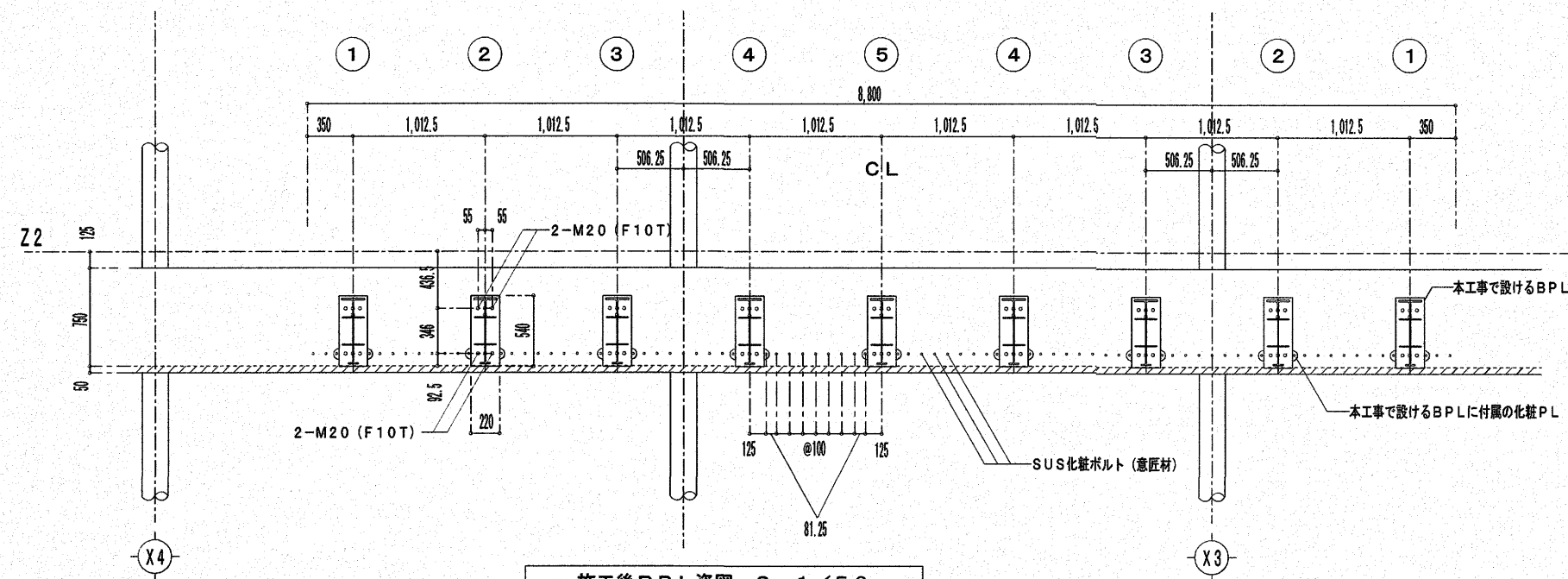
【参考図】

[illegible]

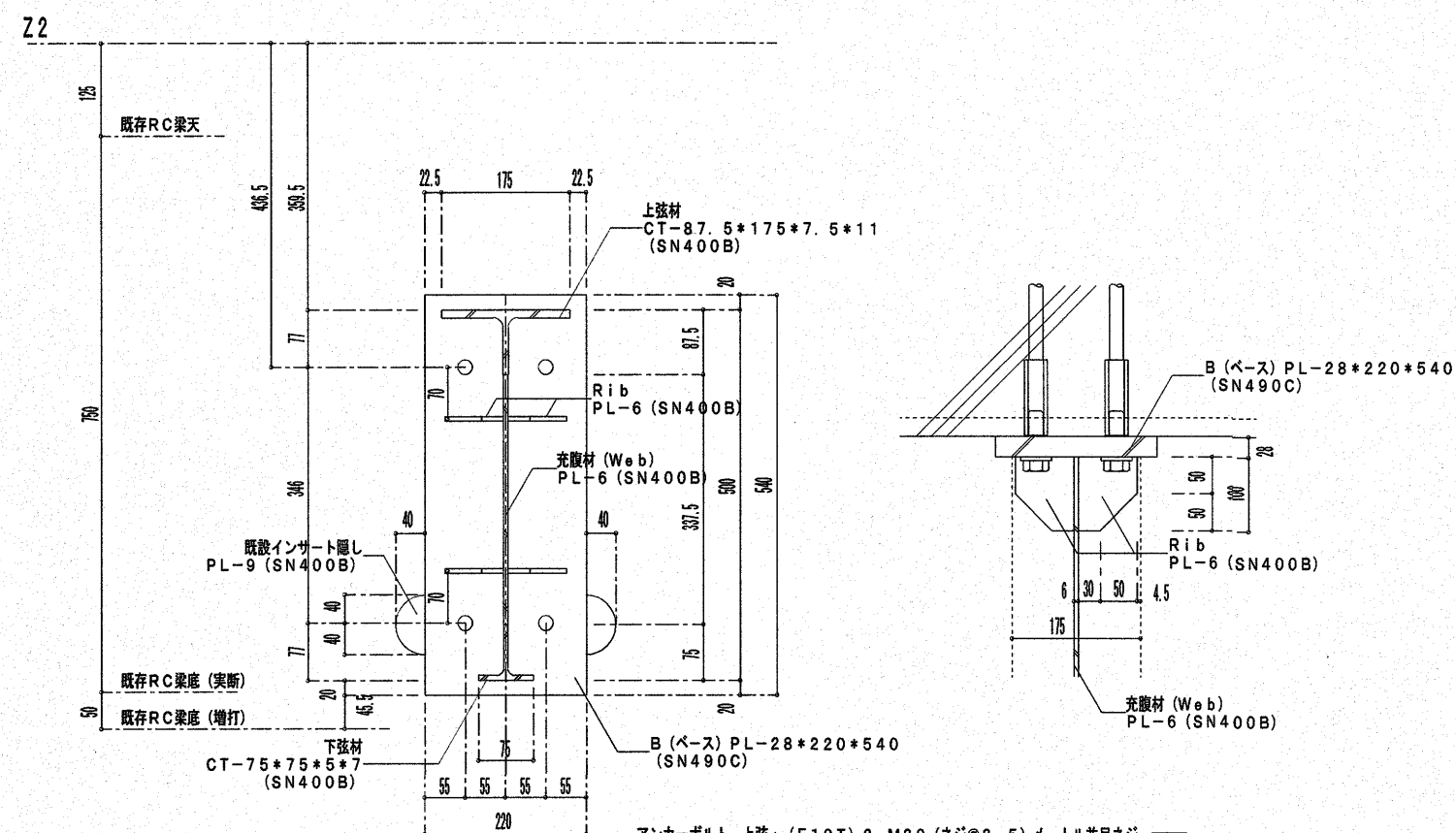


既存アンカー位置図 S=1/50

※施工済み機械式アンカー等の扱いについて
 A: BPLの裏になるのでシールドとする。
 B: BPLの裏面はシールドを施したうえ、BPLに化粧PLを付けて隠蔽する。
 C: シールド併用でSUS化粧ボルトを装着する。



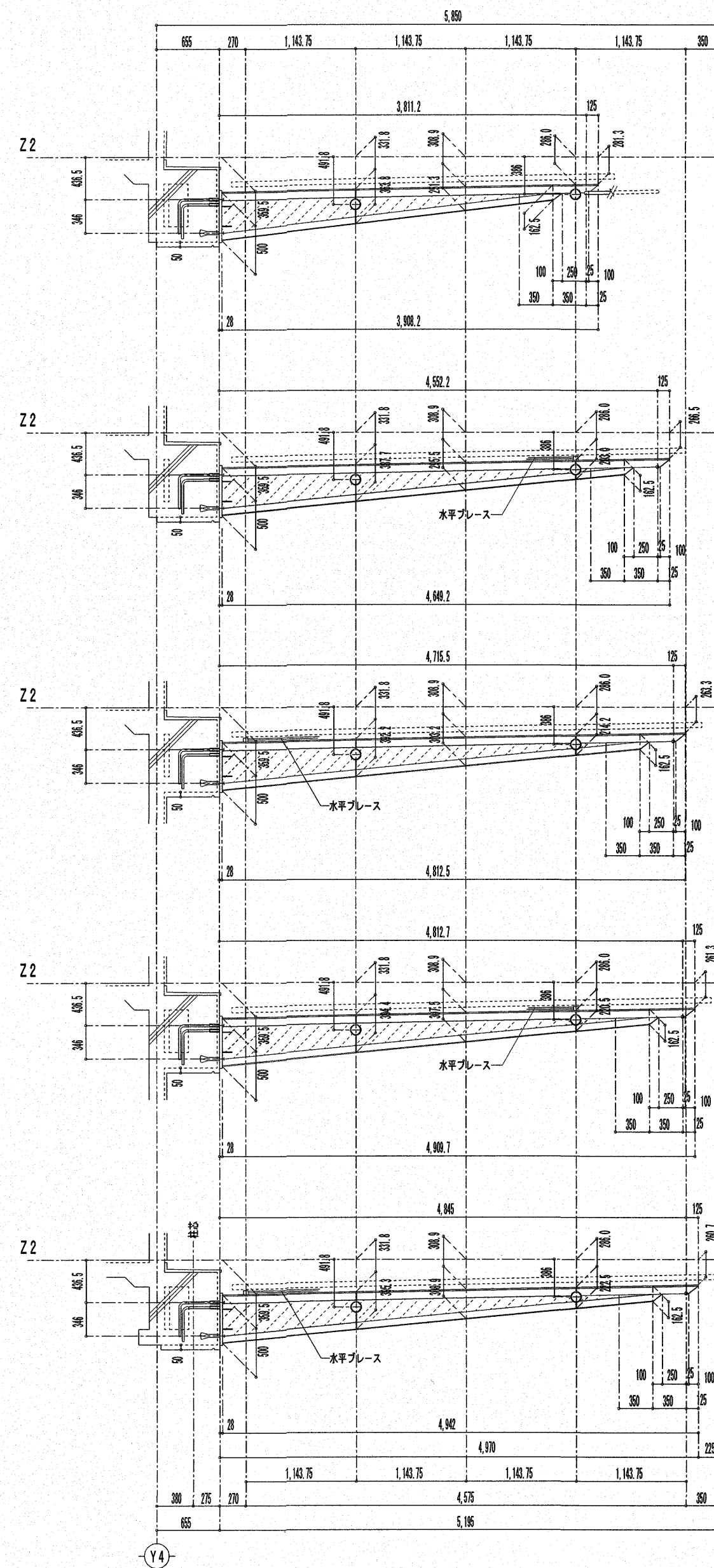
施工後BPL姿図 S=1/50



アンカーボルト 上弦: (F10T) 2-M20 (ネジ@2.5) メートル並目ネジ 下弦: (F10T) 2-M20
 B (ベース) PL-28*220*540 (SN490C)

アンカー詳細図 S=1/10

※アンカーボルトはメッキしない



①通り姿図 S=1/50

※両端部の横書き材用スチフナーPLは内側のみ設置する。

②通り姿図 S=1/50

③通り姿図 S=1/50

④通り姿図 S=1/50

⑤通り姿図 S=1/50

【参考図】

		高知市 都市建設部 公共建築課	工 事 名	係	係 長	課長補佐	課 長	図面番号	
			青年センター北入口底塗装改修工事					A-08	
			図 面 名	構造図3【参考図】	縮 尺	1 / 10、1 / 50	作 図		年 月 日